

デマンド型交通「チョイソコあきる野」の運賃について

1 運賃協議の概要

市では、公共交通空白地域における市民の移動支援と生活の質の向上等のため、令和7年4月から、市内4地域（網代地域、引田・湊上・代継地域、野辺・小川地域及び草花地域）において、デマンド型交通「チョイソコあきる野」の本格運行を実施している。

持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組として、令和8年4月から、新たに2地域において実証運行を実施するに当たり、新設区域における運賃を設定する必要があることから、新たに設定する運賃（案）について、意見募集を実施した。

また、運賃の支払方法について、利用者の利便性向上及び更なる利用促進を図るため、既存区域を含めた全区域において、電子決済による運賃支払を可能とする。

2 運賃設定について

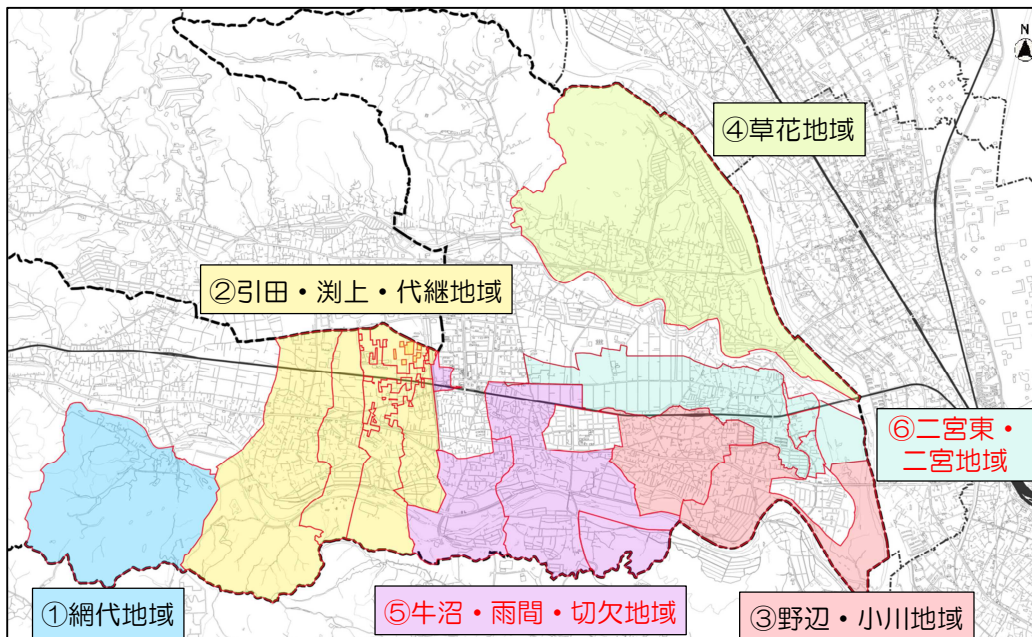
(1) デマンド型交通「チョイソコあきる野」運賃（案）

項目	金額等
運賃	1人1乗車当たり：300円（未就学児無料）
障がい者割引	障がい者※とその介助者（1人まで）：半額 ※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方
支払方法	乗車時に現金又は電子決済により当該運賃を支払うものとする

※ 各営業区域均一

(2) 運賃を適用する営業区域

- ① 網代地域（あきる野市網代）【既存区域】
- ② 引田・湊上・代継地域（あきる野市引田、湊上、上代継及び下代継）【既存区域】
- ③ 野辺・小川地域（あきる野市野辺及び小川）【既存区域】
- ④ 草花地域（あきる野市草花）【既存区域】
- ⑤ 牛沼・雨間・切欠地域（あきる野市牛沼、雨間及び切欠）【新設区域】
- ⑥ 二宮東・二宮地域（あきる野市二宮東及び二宮）【新設区域】



(3) 運賃の適用期間
令和8年4月1日から

(4) 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の名称
横川観光株式会社（道路運送法第4条運行事業者）

3 運賃（案）に対する意見募集

(1) 実施概要

道路運送法第9条第5項の規定に基づき、以下のとおり意見募集を実施した。

- ① 募集期間 令和7年10月10日から10月31日まで
- ② 募集対象 市民、利用者、その他利害関係者
- ③ 周知方法 市広報、市ホームページ、公共施設への配置、チョイソコあきる野通信
- ④ 提出方法 郵送、持参、ファクス、電子メール、電子申請（LoGo フォーム）
- ⑤ 意見募集時の運賃（案）

項目	金額等
運賃	1人1乗車当たり：300円（未就学児無料）
障がい者割引	障がい者※とその介助者（1人まで）：半額 ※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方
支払方法	乗車時に現金又は電子決済により当該運賃を支払うものとする

※ 各営業区域均一

(2) 実施結果

意見募集の結果、次のとおり意見の提出があった。

- ① 意見の提出件数（提出者数）
市民及び利用者から：7件（提出者6人）、その他利害関係者から：3件（提出者3人）
- ② 提出された意見の分類

意見区分		件数
A	運賃（案）に対する意見（妥当、容認など）	4件
B	運賃（案）に対する意見（利用者負担率が高い）	1件
C	運賃（案）に対する意見（利用者負担率が低い）	1件
D	運賃（案）に対する意見（その他）	1件
E	運賃（案）以外に関する意見	3件

- ③ 提出された意見の内容

資料2 「デマンド型交通「チョイソコあきる野」の運賃（案）に対する意見」のとおりのとおり

4 運賃設定の考え方と方向性

新設区域における運賃の検討に当たり、以下の3つの視点から考え方と方向性を整理した。

(1) 既存区域における運賃との均一性の確保		
考え方	既存区域において利用者に定着している運賃との均一性を考慮した運賃	
現状	<p><既存区域における運賃> ※各運行区域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1乗車当たり：300円（未就学児無料） ・障がい者とその介助者（1人まで）：半額 <p>⇒新設区域と既存区域の運賃が均一でない場合、利用者にとっての分かりやすさや公平性が確保されない。</p>	<p>方向性</p> <p>既存区域における運賃設定と同等の運賃</p> <p>↓</p> <p>300円</p>
(2) 既存公共交通への影響		
考え方	路線バスやタクシーの需要を圧迫することなく、既存公共交通を補完し共存する移動手段となるような運賃	
現状	<p><路線バス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内初乗り運賃 200円 ・秋川駅⇒医療センター⇒武蔵五日市駅 480円 <p><タクシー> ※距離制運賃のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内初乗り運賃（1.091kmまで） 500円 ・加算運賃（233m増すごとに） 100円 <p>⇒路線バスと同程度又はそれ以下の運賃とした場合、路線バスの需要と競合し圧迫するおそれがある。</p>	<p>方向性</p> <p>最低でも路線バスの初乗り運賃より高い運賃</p> <p>↓</p> <p>300円以上</p>
(3) 市民及び利用者その他利害関係者からの意見		
考え方	市民及び利用者その他利害関係者からの運賃に対する意見を反映した運賃	
現状	<p><運賃（案）に対する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び利用者からは、300円の運賃設定について、妥当又は容認との意見が半数以上を占めた一方で、利用者の自己負担率が高い・低いなどの意見もあった。 ・路線バス事業者からは、300円の運賃設定は妥当であるとの意見があった。 	<p>方向性</p> <p>今回の意見募集における運賃（案）どおり</p> <p>↓</p> <p>300円</p>